

おしえて！ シリーズ 介護保険 vol. 1

今月号から、「おしえて！介護保険」を数回にわたってシリーズで掲載し、町の介護保険の現状や取り組みをお知らせしながら、皆さんと一緒に高齢化社会に対応できる体制づくりに取り組んでいきます。

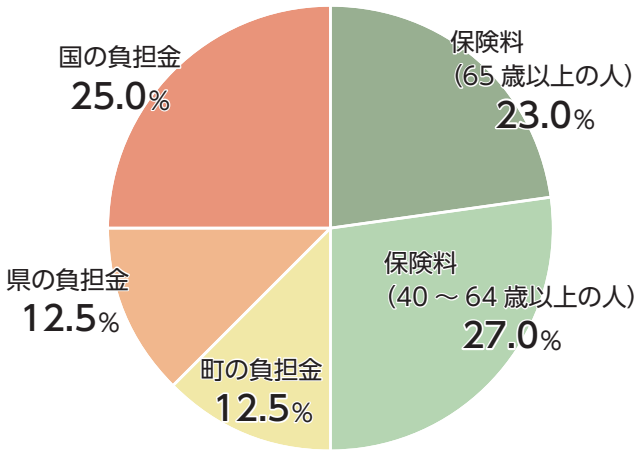
初回は、「介護保険料のしくみ」についてお知らせします。介護保険料は、3年に一度見直しを行います。今年から3年間の基準額は6,600円と、前期より2割増となりました。3年後の保険料見直し時に、増加率を抑えることができるよう適正な給付、早期の介護予防等に取り組めます。



介護保険料のしくみ

介護保険料の財源（保険料50%・公費50%）

介護保険の財源（平成30年度から3年間）



65歳以上の人の介護保険料

保険料の決め方

町の介護保険サービスに必要な費用を基に、65歳以上の人数に応じた保険料の基準額を決めます（3年ごと）。町によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

$$\text{基準額} = \frac{\text{町の介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)}}{\text{町の65歳以上の人数}}$$

保険料の納め方

【年金額が年額18万円以上の人】

⇒ 年金から差し引かれます（特別徴収）。

年金の定期支払（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

※年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることがあります。

- ◆ 年度途中で65歳になったとき
- ◆ 年度途中で町へ転入したとき
- ◆ 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき（熊本地震による減免を受けたときなど）
- ◆ 年金が一時差し止めになったとき など

【年金額が年額18万円未満の人】

⇒ 納付書、口座振替で納付（普通徴収）

町から送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

納め忘れのない確実な口座振替が便利です。金融機関にて、保険料の納付書、預（貯）金通帳、通帳の届け出印を持参し、手続きをしてください。口座振替申込書は、町内金融機関、福祉課窓口にてお受け取りください。

40～64歳の人介護保険料

保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保険に加入している人は世帯ごとに決められ、職場の健康保険などに加入している人は、介護保険料率を給与および賞与に応じて決められます。

保険料の納め方

国民健康保険に加入している人は、国民健康保険税として世帯主が納めます。職場の健康保険に加入している人は、給与および賞与から徴収されます。

※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

次回以降、「介護保険制度改正について」「介護予防について」と、順次掲載していきます。

☎ 福社課介護保険係 ☎ 286-3114